

平成 29 年度 商工高等学校 不祥事ゼロプログラム

商工高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり事故・不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

商工高等学校の事故・不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

① 公務外非行の防止【必須事項】（副校長）

ア 目標

職員一人ひとりが、公務員としての自覚をもち、公務外において生徒・保護者・県民の信用を損なわないよう、意識啓発を図る。

イ 行動計画

毎回の事故防止会議や朝の職員打合せ等で注意喚起をして事例を示し、公務外非行のないよう公務員としての自覚を高める。

4月当初の事故・不祥事防止会議で、神奈川県職員行動指針及び職員啓発資料を配付し、県職員としての自覚を高める。

② わいせつ・セクハラ行為の防止【必須事項】（5月：副校長、10月：学校管理運営G）

ア 目標

スクールセクハラ・わいせつ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

日常的に職員の意識啓発を図るとともに、職員啓発資料等をもとに、平成 29 年 5 月及び 10 月に事故防止会議を行う。

③ 体罰・不適切な指導の防止【必須事項】

（6月 部活編：生徒会支援G、 9月 授業等部活動以外編：生徒指導G）

ア 目標

生徒に対する不適切指導・体罰の未然防止を図る。

イ 行動計画

日常的に生徒指導に関する情報交換を密に行い職員の意識啓発を図るとともに、職員啓発資料等をもとに、平成 29 年 6 月に事故防止研修会を行う。

④ 適切な私費会計処理（7月：学校管理運営G、必要に応じて行う研修：副校長）

ア 目標

学校徴収金・団体徴収金・部費・合宿費等の執行と会計管理を、「私費会計事務処理の手引き」に基づいて適正に行う。

イ 行動計画

i 「私費会計事務処理の手引き」に基づき、適正な会計処理が行えるよう日常的な指導を行う。また、平成 28 年度の財務事務調査結果を踏まえて、適正な執行が行われるようにする。その他公費と私費の峻別に関して、職員の意識啓発を図る。

ii 平成 29 年 7 月に合宿実施部活動会計担当者に対して、決算報告など帳票類の統一的な作成について資料配付を行う。

iii その他、平成 29 年度内に、必要に応じて私費会計に関する研修会を行い、適正な処理の徹底を図る。

- ⑤ 個人情報適切な管理・情報セキュリティ対策 (7月：カリキュラム開発G)
 - ア 目標
個人情報の漏洩・紛失等の事故を未然に防止する。
 - イ 行動計画
平成28年度の県の指導に基づき、業務遂行体制のチェックを徹底するとともに、業務遂行マニュアル等を一層整備する。
平成29年7月に、啓発資料をもとに、所属教職員全員を対象にした事故防止研修を実施する。
- ⑥ 酒酔い・酒気帯び運転及び無免許運転の防止 (12月：副校長)
 - ア 目標
道路交通に関する法令を遵守し、酒酔い・酒気帯び運転及びこれらによる交通事故の防止を図る。
 - イ 行動計画
平成29年12月に事故防止研修を実施し職員の意識啓発に努める。
- ⑦ 業務執行体制の確認
 - ア 目標
法令・マニュアル等の諸規定に基づき、日常の点検やチェックを行い、適正な業務を遂行する。
 - イ 行動計画
職務執行について管理監督者への「報告・連絡・相談」を意識し、不祥事の未然防止を図る。
- ⑧ 調査書・通知表等の作成、成績処理に係る事故防止
(7月・2月：カリキュラム開発G、 6月・11月：ガイダンスG)
 - ア 目標
調査書・通知表及び成績処理に関する点検体制を確認する。
 - イ 行動計画
平成29年7月に、成績処理・点検に関する資料を配付し、事故の未然防止を徹底する。
平成29年6月及び11月に、調査書発行事務に関する事故防止研修を行う。
平成30年2月に、年度末の成績処理及び指導要録作成に関する研修を行う。
- ⑨ 入学者選抜業務の事故防止 (1月：入選担当、教頭)
 - ア 目標
入学者選抜に係る事故を未然に防止する。
 - イ 行動計画
平成30年1月に、事故防止研修会を実施し、入学者選抜業務を細部まで確認して、職員の意識啓発に努める。

3 商工高等学校独自目標

- ① 長期休業中等における学校見学に係る事故防止 (7月：企画研究G)
 - ア 目標
長期休業中において、企画研究G職員や管理職の離席中に中学生や保護者からの問い合わせがあった場合に備え、適切に電話対応することで、事故を未然に防止する。
 - イ 行動計画
平成29年7月に、事故防止研修会を実施し、適切な電話等の対応を確認する。
- ② 健康面など指導上配慮を要する生徒への対応 (6月：生徒指導G)
 - ア 目標
指導上配慮を要する生徒に対して、個々の状態に合わせて適切に対応する。
 - イ 行動計画

平成29年6月に、健康上配慮を要する生徒の状況を共有し、適切な対応を確認する。

4 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成29年10月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年12月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成30年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成30年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む。）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成30年度における商工高等学校の事故・不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 実施結果

3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめのうえ、教育局総務課の求めに応じ、同課に送付する。
事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議がこれを行う。